

答弁書第四〇号

内閣参質一六六第四〇号

平成十九年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 扇 千 景 殿

参議院議員大久保勉君提出歯科技工物の分類に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員大久保勉君提出歯科技工物の分類に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、補てつ物、充てん物又は矯正装置（以下「補てつ物等」という。）の適切な使用により、食生活などの生活状況が改善する場合もあるものと考えている。

二について

補てつ物等は、個別の事例に応じて歯科医師による適切な判断の下で特定の患者の歯科医療のために作成され、用いられるものであり、一般に流通する可能性がないため、薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）上の医療機器等として規制する必要はないと考えている。

